

元神医第 1776 号  
令和 2 年 3 月 31 日

郡市医師会長 殿

神奈川県医師会  
会長 菊岡正和  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた県立高校における児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について（通知）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課長から通知があり、県立学校長あてに別添写しのとおり依頼したとのことです。

つきましては、貴職におかれましても、貴会会員および学校医の先生方にご周知いただき、各学校等から定期健康診断の実施方法、実施する際の感染予防対策や衛生管理等についてご相談があった場合には、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

事務担当

保険医療学術課 堀金

TEL:045-241-7000/FAX045-241-1464

E-mail:t-horigane@kanagawa.med.or.jp

保体第3544号  
令和2年3月26日

公益社団法人神奈川県医師会長 殿

神奈川県教育委員会教育局  
指導部保健体育課長  
[ 公 印 省 略 ]

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた県立学校における児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について（送付）

日頃より本県の学校保健の推進について御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、標記のことについて、県立学校長あてに、別添写しのとおり依頼しましたので、県下の郡市医師会に御周知くださるようお願いいたします。

各学校等から、定期健康診断の実施方法、実施する際の感染症予防対策や衛生管理等について相談があった場合には、併せて、御協力をお願いします。

問合せ先  
保健安全グループ 赤澤  
電話 (045)210-8309 (直通)



写

保体第3544号  
令和2年3月26日

各県立学校長 殿

保健体育課長

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた県立学校における児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について（通知）

このことについて、令和2年3月25日付け「県立高等学校及び県立中等教育学校における教育活動の再開等に係る考え方について」、及び同日付け「県立特別支援学校における教育活動の再開等に係る考え方について」に基づき、各学校では、教育活動再開に向けて、「時差通学と短縮授業」または「分散登校」のどちらかパターンで検討していただいているところです。

そのため、児童生徒等の定期健康診断のうち、県で一括して委託している検査等については、契約上などの理由等から4月中の実施は難しく、5月以降、秋までの実施も視野に入れて再調整する必要が出てきましたので、お知らせします。

については、令和2年1月及び3月に実施した調査に基づく、別添の仮日程表にて、委託業者との調整が始まっているところ申し訳ありませんが、再度、表1「業者との契約上の条件等」を確認し、「対応例」を参考に、各校において実施方法を御検討いただきますようお願いいたします。

なお、本日までに決定している委託業者とその連絡先については、表2のとおりですが、未決定の検査項目及び検診器具については、委託業者が決定次第、追って連絡しますので、4月中に予定していた健康診断の延期に係る日程変更を行ってください。

また、御検討いただいた結果、やむを得ない事由により実施体制が整わない等、健康診断項目ごとの延期できる期限までに実施できない場合は、委託業者へキャンセル手続きを行い、速やかに当課担当者へ電話にて、御報告ください。

併せて、実施を延期する場合は、日常的な健康観察及び適切な健康相談や保健指導に努め、必要に応じ、児童生徒、保護者等への周知など、御対応をお願いします。

問合せ先  
保健安全グループ 赤澤、松本  
電話 (045)210-8309 (直通)

表1 令和2年度の定期健康診断の業者との契約上の条件等と健康診断の実施等に係る対応例

健康診断項目	業者との契約上の条件等	対応例
尿検査	<p><b>4月は実施しない。5月以降～秋に実施する。</b>  <b>別添の仮日程表で5・6月から一次検査が入っている学校はそのままとする。</b></p> <p>基本的には検体回収は、一次検査、二次検査ともに、1校1日1回となる。  <b>延期できる期間は、令和2年12月上旬頃までとなる。</b></p>	<p>対象生徒全員の検査が可能な日に、一次検査を行い、そこからおよそ2週間後に、二次検査を行う。</p> <p>二次検査予定日（2回目）を一次検査日にして、二次検査予備日（3回目）を二次検査日とする。</p> <p>ただし、分散登校等が継続された場合は、午前中回収した検体の保管に留意し、午後に回収した分と合わせて引き渡せるよう業者と回収時間を調整する。</p>
結核健康診断	<p><b>4月は実施しない。5月以降～秋に実施する。</b>  <b>別添の仮日程表で5・6月に実施する学校はそのままとする。</b></p> <p>基本的には、1校半日で行うことになる。  精密検査を想定すると、<b>延期できる期間は、令和3年2月上旬頃までとなる。</b></p>	<p>対象生徒全員の検査が可能な日に行う。</p>
特別支援学校 心臓検診	<p><b>4月は実施しない。5月以降～秋に実施する。</b>  <b>別添、仮日程表で5・6月に実施する学校はそのままとする。</b></p> <p>基本的には、1校半日で行うことになる。  精密検査を想定すると、<b>延期できる期間は、令和2年7月上旬頃までとなる。</b></p>	<p>対象生徒全員の検査が可能な日に行う。</p>
B型肝炎検診	<p>新入時検査については、<b>4月は実施しない。</b>  <b>5月以降～秋に実施する。</b></p> <p>新入時検査及び実習後検査ともに、実習時期を考慮する必要があるが、<b>延期できる期間は、令和3年2月上旬頃までとなる。</b></p>	<p>対象生徒全員の検査が可能な日に行う。</p> <p>基本的には、新入生が実習に入る前までに、精密検査を済ませることを想定し、基本的には、1校半日で行うことになる。</p>
高等学校及び 中等教育学校 心電図検査	<p>学校事務担当者と共に、各校の委託業者との契約上の条件等を確認し、可能な方法を委託業者と相談する。</p>	<p>各校の委託業者や学校医に相談しながら、感染予防対策を講じた実施方法検討する。  検診後の廃棄物についても、学校医や学校薬剤師の指示に基づき、適切に処理する。</p>
耳鼻科検診や 歯科検診など 上気道の粘膜に 器具で触れる 検診	<p>教育活動再開当初に日程を設定している場合には、学校医に相談しながら、感染予防対策を講じた実施方法を検討する。検診器具や検診後の廃棄物についても、学校医や学校薬剤師の指示に基づき、適切に処理する。</p> <p>ただし、検診器具の取り扱い上、延期できる期間は、<b>令和3年2月下旬頃までとなる。</b></p>	<p>教育活動再開当初は保健調査に基づき、抽出者に関する健康相談に切り替え、秋以降に器具を使用した検診を臨時健康診断（後期検診）として行う。</p>

内科検診 眼科検診など 触診する検診	学校医に相談しながら、感染予防対策を講じた実施方法検討する。検診後の廃棄物についても、学校医や学校薬剤師の指示に基づき、適切に処理する。	教育活動再開当初は保健調査に基づき、抽出者に関する健康相談に切り替え、秋以降に触診をするような検診を臨時健康診断（後期検診）として行う。
--------------------------	--	--